

只見町議会通年議会実施要綱

(総則)

第1条 只見町議会は、地方自治がその根幹とする「地方自治の本旨」を普遍的価値として、真に開かれた地方自治の実現を究極の目標と定める。その手段において、二元代表制の下、議会が本来有する機能に加え、情報の公開、町民参加、行政監視、政策立案等についてさらなる強化を図り、議会が主導的かつ機動的活動のできる通年議会を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第2条 会期は通年議会とし、3月から議会の議決で決定したときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず議員の任期満了の年における会期は、3月から4月及び4月から議会の議決で決定したときまでとし、議会が解散されたときの会期は、議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から議会の議決で決定したときまでとする。

(本会議)

第3条 本会議は、3月、6月、9月及び12月（以下、「定例月」という。）に開会する。ただし、緊急に議案等の審議が必要とするとき、その都度、本会議を再開する。

2 議長は、休会中に町長、議員及び委員会から議案等を提出するため本会議の再開を要求されたときは、7日以内に本会議を再開する。

(本会議の呼称)

第4条 本会議の呼称は、「年次、議会名、開催月、会議」とする。ただし、同月に2回以上本会議を行うときは、「回数」を加える。

(議案等の提出)

第5条 議会提出の議案、意見書案及び決議案等は、暦年ごとに一連の番号を付すものとする。

(議事日程の作成)

第6条 議事日程は、本会議を再開する月ごとに一連の番号を付すものとする。

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例月に行うものとする。

(文書による質問)

第8条 議員は、会期中に行政事務について、文書で質問することができるものとする。

2 前項の質問は、議長が受理し執行機関に送付する。

3 執行機関は、文書の送付を受けてから速やかに答弁書を議長に提出するものとする。ただし、答弁書作成に時間を要するときは、その旨を議長に報告するものとする。

4 議長は、提出された答弁書を速やかに提出議員に送付するものとする。

(所管事務調査の通知)

第9条 委員会所管事務の調査項目は、各定例本会議の最終日に議場において文書で通知するものとする。ただし、災害など緊急に調査を必要とするときは、その都度文書をもって通知するものとする。

(会議録)

第10条 会議録は、本会議の都度調製するものとする。

(協議)

第11条 この要綱に定めるもののほか通年議会を円滑に行うため、必要な事項は、町長と議会が協議を行うものとする。

附 則

1 本要綱は、議会の運営に関する基準・申し合わせ・先例集に優先させるものとする。

2 この要綱は、平成23年3月8日から施行する。